改正 1-6　公的年金（被保険者と保険料）

4　国民年金の保険料

（1）第 1 号被保険者

月額14,980円（平成24年度）ですが、毎年280円ずつアップします。保険料の納付可能期間は本来2年ですが、平成24年10月から3年間にわたり10年となります。これを経過すると時効により納付できなくなります。経済的理由により納付がむずかしい場合は、免除・猶予の制度を利用します。

＿＿＿＿＿部分が改正点です。